



あ国運協発第6号  
令和4年1月27日

あきる野市長 村木 英幸 様

あきる野市国民健康保険運営協議会  
会 長 ひはら 省吾

あきる野市国民健康保険税の改正について（答申）

令和3年12月14日付あ市保発第206号をもって諮問のあった標記の件について、本運営協議会において審議した結果、下記のとおり答申する。

#### 記

本運営協議会の審議においては、1人当たりの医療費が増加する見通しの中、税率の引上げはやむを得ないとの意見があった一方、国民健康保険の財政状況が危機的な状況にあることは理解できるが、保険税の引上げは、被保険者である年金生活者や低い賃金で働く非正規労働者の負担を増やし、生活を圧迫しかねないため賛成できないとの意見や保険税の引上げ幅を最小限となるような対応が望まれるなどの意見があった。また、財源補填を一般会計からの法定外繰入れに求めることは、国保加入者と加入者以外の負担の公平性を欠くことになり、好ましい状況ではないことや国保財政健全化計画により、法定外繰入を廃止する方針が打ち出された時点で、税率の増額改定がいずれ必要になると予想され、その状況が到来したと理解するとの意見もあった。

審議の結果、国民健康保険税の引上げを伴う改正は、税額の上昇を抑制する財源補填として活用してきた国民健康保険基金が枯渇しようとする中、東京都から令和4年度の国民健康保険事業費納付金について医療費の伸びに伴う増額が示された状況において、やむを得ないものとする。ただし、不足する財源の全てを国民健康保険税の引上げに求めるのではなく、被保険者の負担を抑制するため、国民健康保険基金の活用や一般会計からの法定外繰入れの増額とあわせて実施すること。さらに、国保財政の状況や医療費増大、被保険者の減少などの将来の推計について、被保険者への周知を十分に行っていくとともに、健診の受診や健康づくり施策への参加を促進するため、関係部局と連携をとり、事業の充実に取り組んでいただきたい。

## 1 実施時期

令和4年4月1日

## 2 運営協議会での主な審議内容

- (1) 国民健康保険基金からの繰入を1億5千万円、一般会計負担を約1億3千万円増額し、最終不足額の1億3千万円を国民健康保険税増額分とする。これに伴い、保険税率を基礎課税額所得割5.42%、均等割29,200円、後期高齢者支援金等課税額所得割1.83%、均等割10,000円、介護納付金課税額所得割1.75%、均等割13,200円とする。
- (2) 不足する財源を法定外の繰入金として、一般会計から3億5千万円を繰入れて、国保財政を運営してきたが、令和4年度においては、約4億1千万円の財源不足が見込まれるなど、国保財政は、今後も厳しい状況が続くことが予測されること。
- (3) 8年間、国民健康保険税の改定を行わず、国保財政を何とか運営してきた。令和3年度末には、国民健康保険基金の残額が減少し、基金の活用は期待できず、令和4年度においては、予算編成が厳しい状況であること。
- (4) 一般会計からの赤字繰入は、社会保険加入者が、自らの健康保険料を納めているにもかかわらず、国保の財源不足まで補填するという二重負担をしていることになり、税負担の公平性の観点からも、好ましくないこと。
- (5) 今後も、1人当たり医療費は増加傾向が見込まれており、令和5年度以降も令和4年度並みの予算規模となれば、基金残金は完全に無くなること。
- (6) 法定外繰入金を増額した場合、赤字解消が後年度に繰り越されることになり、保険者努力支援制度の評価上不利な状態が継続すること。
- (7) 令和4年度は、法定外繰入金を増額したとしても、令和5年度以降の繰入については、一般会計の状況により減額を要する可能性があること。
- (8) 標準保険料率との乖離が続けば、将来的に保険税が統一化したときの負担感が大きなものになること。

## 3 運営協議会での主な意見（要旨）

- (1) 市の財政も厳しく、一般会計からの繰入金増額を考慮しても、税率の増額改定が必要な状況だと理解する。

- (2) 今回は一般会計からの繰入増額分が1億円以上であり、平均改定率も10%以内に抑えている。これ以上の調節は困難と思われ、妥当な改正と考える。
- (3) 今後も基金等財源不足は続くと思われ、税率改定の必要性や将来の推計等を市民に丁寧に説明することが必要と考える。
- (4) やむを得ない事情により、保険料を納めることが困難になった方や、滞納される方などに対して、親身になって相談に応じてほしい。また、コロナの影響により収入が大きく減少したなどの特別な事情があるときは、申請により保険税が軽減・減免になる場合があることを周知してほしい。
- (5) 多子世帯の減免制度を継続することを評価する。本市は、子育て世帯の支援に力をいれていることをもっとアピールしても良いのではないかと。一方、第3子以降については、もっと手厚くするなどの検討もしてほしい。
- (6) もともと国保は、国が全ての医療費等を支援していたにも関わらず、国のほうは負担をどんどん減らしている。市の財政健全化を進めるには、国の財政負担を増やしていくしかない。
- (7) 今回の改定案については、年金生活者など収入増が見込めない世帯にとっては、生活を圧迫しかねないため、賛成することはできない。改定するにしても、改定率6%程度にとどめるなど、できる限り加入者の負担が少なくしてほしい。
- (8) 繰入金増額は、国保財政健全化と逆行するものであり、また、被用者保険被保険者からすれば二重負担で、不公平感が増大するものである。国民健康保険被保険者の負担軽減や激変緩和を措置することも重要ではあるが、中長期的な財政健全化の方針を明確に示し、実行していくことが必要と考える。
- (9) 納付金をもっと低くなってほしい。算定にあたっては、地域医療サービスの程度に応じたものであるべきで、区部のそれと比較すれば、本市の納付金はもっと低いのではないかと。
- (10) 市民健診の充実と受診の促進を行うことで、早期発見・早期治療につながり、健康寿命の延伸、ひいては医療費の削減につながる。
- (11) 健診、保健指導や上手な医療のかかり方など、医療費の抑制、医療資源の効率的な利用について、啓発していくことが必要と考える。
- (12) 都の示す標準保険料率との乖離は依然として大きく、多摩地区各市との差も顕著である。